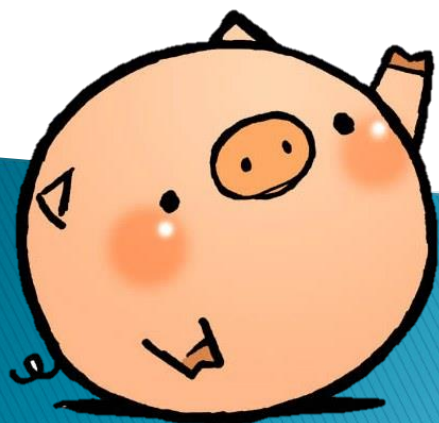


平成29年12月18日(月)
平成29年12月19日(火)

前橋市の新しい総合事業について

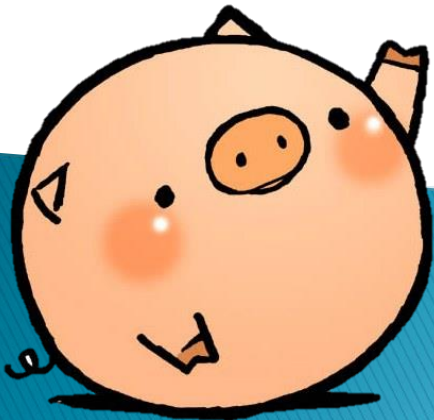
前橋市 介護高齢課



目次

- ▶ 1 新しい総合事業の概要 P. 3
- ▶ 2 新しい総合事業の現状と課題 P. 9
- ▶ 3 指定基準の概要 P. 15
- ▶ 4 新しい総合事業の指定 P. 19
- ▶ 5 介護報酬の請求 P. 26

1 新しい総合事業の概要



1-(1) 前橋市の新しい総合事業

…平成29年度から前橋市で実施している事業

新しい総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

従来の要支援者相当

- 要支援認定を受けた者（要支援者）
- 基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- 現行の訪問介護相当
- 多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③訪問型サービスB（住民主体による支援）
- ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
- ⑤訪問型サービスD（移動支援）

通所型サービス (第1号通所事業)

- 現行の通所介護相当
- 多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③通所型サービスB（住民主体による支援）
- ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善を目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供）

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

一般介護予防事業

○第1号被保険者の全ての者
○その支援のための活動に関わる者

1－(2)各サービスの基本的な考え方

基本的な考え方

- 専門的なサービスを必要とする人は、要支援者向けの現行相当（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）サービスの利用を基本とする。
- 基準緩和型サービス（A類型）を設定し、訪問型では生活援助に特化したサービスを、通所型では交流の機会を提供する。
- 住民主体によるサービス（B類型）は、生活支援体制検討会議による議論を踏まえ、サービス内容を検討した後に実施する。
- 短期集中型のサービス（C類型）は、市の専門職を中心に、生活機能改善プログラムを実施する。
- 配食サービスを充実させ、要介護・要支援・チェックリスト該当者は利用可能とする。

1-(3) 訪問型サービスのメニュー

	現行の予防相当	多様なサービス			
サービス種別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	●身体介護 更衣、入浴介助など	—	未定 ※平成29年4月からの実施はなし 平成30年4月～ 実施に向けて検討中	●専門職による居宅での相談指導等	未定
	●生活援助 掃除、洗濯、買物、調理など	●生活援助 掃除、洗濯、買物、調理など ※A-1、A-2の2種類を設定		3か月を基本単位として実施 運動・口腔・栄養・認知症・うつ・閉じこもりに対応するプログラムを実施	
実施方法	事業所指定	事業所指定		直接実施	



1-(4) 通所型サービスのメニュー

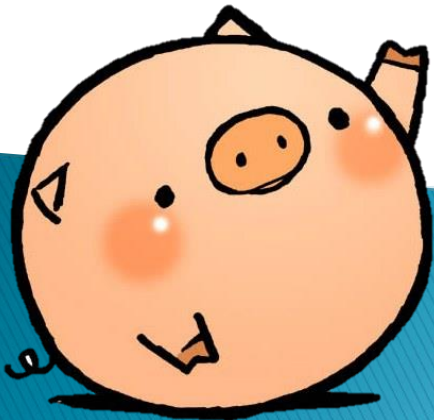
	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	①現行相当サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	●日常の世話 入浴・排泄・食事等の介助 生活等についての相談・助言 健康状態の確認	●日常の世話 健康状態の確認	未定	●専門職による教室形式での指導等
	●機能訓練	●機能訓練 ピンシャン元気体操		3か月を基本単位として実施
	●外出・交流機会の提供	●外出・交流機会の提供		運動・口腔・栄養・認知症に対応するプログラムを実施
実施方法	事業所指定	委託	平成30年4月～事業所指定に切り替え	
				直接実施・委託



1-(5)配食サービスのメニュー

		平成28年度まで	平成29年度
対象者	認定区分	①介護保険を申請していない者 ②介護保険で非該当の者 ③要支援認定者 ※要介護1以上は不可	①総合事業サービス対象者(チェックリスト該当者) ②要支援認定者 ※要介護認定者も、上記①、②と同様の配食サービスを受けられる
	受給要件	以下の①または②に該当し、③と④を満たすもの ①栄養改善の必要が認められる者 ②老衰、心身の障害、疾病若しくは負傷により調理することが困難と認められる者 ③在宅で65歳以上のみの世帯に属する者 ④介護保険料の滞納がない者	以下の①または②に該当し、③と④を満たすもの ①低栄養のリスクのある者(BMI18.5未満かつ6か月で2kg以上の体重減少) ②ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯又は日中ひとりの方で、買物や調理が困難で見守りが必要な者 ③ケアマネジメントの結果、配食がケアプランに位置付けられた者 ④介護保険料の滞納がない者
手続き		利用希望者等からの連絡を受け、調査受託事業所に調査を依頼し、審査、決定となる。	従前の調査に代わり、ケアマネジメントCが必要となる。 ケアマネによるサービス利用申請が可能
回数・費用等		①1食700円の食事 市負担400円 ②1日1食、週3回程度まで(運用上の取り決めあり) ③配食業者は3社のみ限定、弁当の内容は普通食のみ	①利用者が選んだ食事(1食500円以上。おかずのみの場合は450円以上) 市負担200円 ②1日2食(昼食、夕食)かつ週7日の利用を可能とする。(ケアマネジメントで決定) ③配食業者は市と委託契約をした者から利用者が選ぶ。 ④普通食、療養食(減塩、カロリー制限、刻み、とろみなど)を選べる。
実施方法		事業者委託による配食	事業者委託による配食 ※委託条件に合致した業者と市が契約
ケアマネジメント		調査票のみ	ケアマネジメントC(初回のみの介護予防ケアマネジメント)
その他			従来の配食サービス利用者は、新サービスに移行

2 新しい総合事業の現状と課題



2－(1)認定者数の推移

●要支援認定者数の推移

○平成28年度末 4,965人 ⇒ 平成29年10月 4,558人 407人減少

時点	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計
平成29年1月末	2,724	2,300	5,024	3,567	2,317	1,849	1,992	1,712	16,461
平成29年2月末	2,709	2,287	4,996	3,600	2,334	1,834	1,975	1,729	16,468
平成29年3月末	2,680	2,285	4,965	3,648	2,370	1,832	2,003	1,725	16,543
平成29年4月末	2,613	2,281	4,894	3,647	2,361	1,840	2,085	1,720	16,547
平成29年5月末	2,556	2,265	4,821	3,650	2,357	1,869	2,093	1,715	16,505
平成29年6月末	2,539	2,246	4,785	3,630	2,391	1,886	2,096	1,713	16,501
平成29年7月末	2,484	2,247	4,731	3,623	2,380	1,904	2,114	1,697	16,449
平成29年8月末	2,417	2,238	4,655	3,625	2,420	1,904	2,150	1,694	16,448
平成29年9月末	2,360	2,240	4,600	3,611	2,453	1,910	2,169	1,696	16,439
平成29年10月末	2,322	2,236	4,558	3,604	2,465	1,909	2,162	1,706	16,404

2－(2)事業対象者数の推移

●事業対象者数の推移

○要支援認定者数の減少数よりも事業対象者数の増加数が多い。

⇒ 407人<867人 … サービス利用者の増加。

○毎月80～100人程度利用者が増加している。

⇒ 平成29年度は、要支援認定者からの移行が多いため、特に多い。
純粋な新規の事業対象者は毎月30人～50人程度増加。

月別事業対象者数

時点	男性		女性		計	
	累計	増減	累計	増減	累計	増減
平成29年4月末	76		257		333	
平成29年5月末	113	37	313	56	426	93
平成29年6月末	143	30	387	74	530	104
平成29年7月末	168	25	545	67	622	92
平成29年8月末	199	31	509	55	708	86
平成29年9月末	227	28	558	49	785	77
平成29年10月末	251	24	616	58	867	82

前資格の状況

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2～5	新規	計
52	12	0	0	269	333
83	29	0	0	314	426
116	45	0	0	369	530
163	51	0	0	408	622
197	57	1	0	453	708
225	72	1	0	487	785
254	85	1	0	527	867

2-(3)訪問型サービスの現状と課題

	現行の予防相当	多様なサービス			
サービス種別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	●身体介護 更衣、入浴介助など	—	未定 ※平成29年4月からの実施はなし 平成30年4月～実施に向けて検討中	●専門職による居宅での相談指導等	未定
	●生活援助 掃除、洗濯、買物、調理など	●生活援助 掃除、洗濯、買物、調理など ※A-1、A-2の2種類を設定		3か月を基本単位として実施 運動・口腔・栄養・認知症・うつ・閉じこもりに対応するプログラムを実施	
実施方法	事業所指定	事業所指定	補助	直接実施	
現状	・H28給付費(実績) 予防給付 3億6800万円 ・H29給付費(見込) 予防給付+現行相当 3億3200万円 +9200万円 =4億2400万円	・指定事業所は9事業所(全体の約10%) ・サービス提供している事業所はうち4事業所のみ ・利用者は市内全域で15人のみ(9月利用実績) ・養成研修修了者は63人	・市内を地区社会福祉協議会の単位(23地区)に分けて、第2層協議体設置に向けて活動中 ・既存の生活支援を担う団体とサービス構築に向けて協議中	・利用者は9人(実人員/11月現在) ・運動、栄養プログラムの利用が大半を占める ・個別性の高いプログラムを実施している	・福祉有償運送を実施している団体は、市内に12団体(介護保険事業所は2団体)
課題	・多様なサービスへの移行が進まない ・過去3か年微減傾向だった給付費が、10~15%増加する見込み	・指定事業所が増えない ・サービス利用者が増えない ・研修修了者が雇用に結びつかない ・サービスの認知度が低い	・生活援助を必要とする高齢者にとって、選択肢となり得るか ・地域住民や元気な高齢者を、支援の担い手として育成できるか	・個別訪問によるサービス提供のため、交流につながりにくい ・直営での実施のため、プログラムによっては人員が不足 ・サービスの認知度が低い	・「道路運送法における登録又は許可を要しない運送」の実施には、国土交通省との詳細な協議が必要

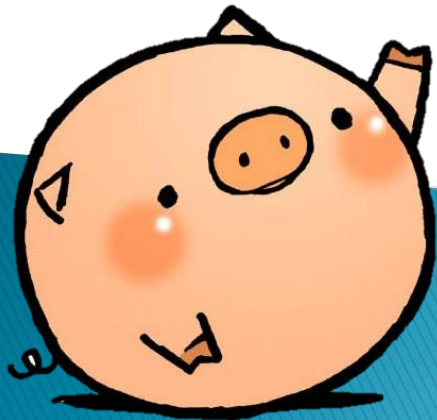
2-(4)通所型サービスの現状と課題

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	①現行相当サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	●日常の世話 入浴・排泄・食事等の介助 生活等についての相談・助言 健康状態の確認	●日常の世話 健康状態の確認	未定	●専門職による教室形式での指導等
	●機能訓練	●機能訓練 ピンシャン元気体操		3か月を基本単位として実施
	●外出・交流機会の提供	●外出・交流機会の提供		運動・口腔・栄養・認知症に対応するプログラムを実施
実施方法	事業所指定	委託	平成30年4月～事業所指定に切り替え	
現状	・H28給付費(実績) 予防給付 6億1500万円 ・H29給付費(見込) 予防給付+現行相当 5億7700万円+1億5300万円 =7億3000万円	・介護予防事業の委託事業を通所型Aとしたため、委託事業所は8事業所 ・利用者は市内全域で160人前後(1月当たり) ・利用者の9割以上は、「事業対象者」が占める	・通所型Bに近いサービスを一般介護予防事業で実施している。(ピンシャン体操クラブ、はつらつかフェ)	【運動】(全て9月末実績/実人数) ひざ腰らくらく教室 20人 歩行・動作軽やかスクール 25人 【口腔・栄養】 楽楽食教室 6人 【認知症】 脳活教室 28人 ・利用者の9割以上は、「事業対象者」が占める
課題	・多様なサービスへの移行が進まない(人間関係が構築されると、事業所を変更しにくい) ・過去2か年微増傾向だった給付費が、15~20%増加する見込み	・8事業所では、市内全域で外出・交流機会を必要とする人を賄えない ・卒業する利用者が少ない ・継続利用する者が多い(利用者が固定化してしまう) ・一方で、新規利用者はそれほど集まらない	・上記2事業を通所型Bとして位置づけることで、利用者が要支援認定者・事業対象者に限定されてしまう	・利用者が少ない ・利用はしたいが、手続き等が面倒とのことで利用に至らないケースがある

2ー(5)配食サービスの現状と課題

		配食サービス	現状	課題
対象者	認定区分	①総合事業サービス対象者(チェックリスト該当者) ②要支援認定者 ※要介護認定者も、上記①、②と同様の配食サービスを受けられる	・配食サービス提供事業者数 H28 3事業所 H29 8事業所 ・利用者数 H28 105人 H29 487人 (9月末時点) ※登録者数は、610人	・真の自立支援に結びついているか疑わしいケースがある ・配達時に利用者が外出して不在のケースがある ・介護者の負担軽減のために利用しているケースがある
	受給要件	以下の①または②に該当し、③と④を満たすもの ①低栄養のリスクのある者(BMI18.5未満かつ6か月で2kg以上の体重減少) ②ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯又は日中ひとりの方で、買物や調理が困難で見守りが必要な者 ③ケアマネジメントの結果、配食がケアプランに位置付けられた者 ④介護保険料の滞納がない者		
手続き		従前の調査に代わり、ケアマネジメントCが必要となる。 ケアマネによるサービス利用申請が可能		
回数・費用等		①利用者が選んだ食事(1食500円以上。おかずのみの場合は450円以上)市負担200円 ②1日2食(昼食、夕食)かつ週7日の利用を可能とする。(ケアマネジメントで決定) ③配食業者は市と委託契約をした者から利用者が選ぶ。 ④普通食、療養食(減塩、カロリー制限、刻み、とろみなど)を選べる。		
実施方法		事業者委託による配食 ※委託条件に合致した業者と市が契約		
ケアマネジメント		ケアマネジメントC(初回のみの介護予防ケアマネジメント)		
その他		従来の配食サービス利用者は、新サービスに移行		

3 指定基準の概要



3－(1) 指定等の基準

現行相当サービス(訪問・通所)

- 旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護と同一の内容で、新しい総合事業のサービスとして実施(指定による実施)
 - ⇒ 人員・設備・運営基準については、従前どおり

訪問型サービスA

通所型サービスA

委託⇒事業所指定

- 訪問型A・・・生活援助に特化したサービスとして実施(指定による実施)
- 通所型A・・・利用者の外出、他者との交流を支援するサービスとして実施(指定による実施)
 - ⇒ 人員・運営基準の一部を緩和して、基準を規定

通所型サービスC、訪問型サービスC

- 市職員による直接実施
 - ⇒ 人員・設備・運営基準については、特段定めない

配食サービス

- 配食業者への委託による実施
 - ⇒ 人員・設備・運営基準については、特段定めない
(基準に代わる遵守事項を仕様書等に記載)

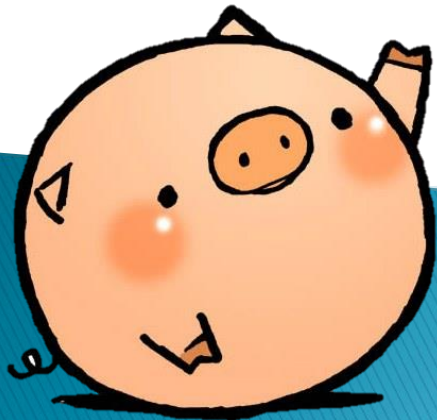
3-(2)訪問型サービスの基準(概要)

	現行の予防相当		多様なサービス					
サービス種別	①現行相当サービス		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
人員		配置要件	必要な資格	A-1		配置要件		必要な資格
	管理者	常勤・専従1以上※1	なし	管理者		常勤・専従1以上※1		なし
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2	・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者	訪問事業責任者		従事者のうち、利用者40人に1人以上※3		①現行相当サービスと同様
	訪問介護員等	常勤換算2.5以上	・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	従事者		①の訪問介護員に加え、必要数※4		①の有資格者又は市が行う研修修了者
【介護予防訪問介護の基準と同様】			※3利用者の数は、訪問介護、現行相当及び訪問型Aの利用者を足し合わせた数とする。 ※4①の常勤換算2.5とは別に配置が必要			※直接実施のため、指定基準は設けない		
※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2一部非常勤職員も可能			A-2			配置要件	必要な資格	
			管理者			専従1以上※1	なし	
			訪問事業責任者			従事者のうち、1以上必要数	①現行相当サービスと同様	
			従事者			必要数	①の有資格者又は市が行う研修修了者	
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品 【現行の基準と同様】							
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 【現行の基準と同様】		①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止(A-2を除く) ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等			同上		

3ー(3)通所型サービスの基準(概要)

	現行の予防相当	多様なサービス																										
サービス種別	介護予防通所介護相当サービス (従来型)	通所型サービスA ※H30.4.1～ (緩和した基準によるサービス)		通所型サービスC(短期集中 予防サービス)																								
人員	<table><tr><th>職名</th><th>配置要件</th></tr><tr><td>管理者</td><td>常勤・専従1以上※1</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>専従1以上(勤務時間数／サービス提供時間数＝1以上)※2</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>専従1以上(最低2時間／日以上)</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>～15人 専従1以上※2 15人～ 利用者1人に0.2以上</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>1以上</td></tr></table> 【介護予防通所介護の基準と同様】 ※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤	職名	配置要件	管理者	常勤・専従1以上※1	生活相談員	専従1以上(勤務時間数／サービス提供時間数＝1以上)※2	看護職員	専従1以上(最低2時間／日以上)	介護職員	～15人 専従1以上※2 15人～ 利用者1人に0.2以上	機能訓練指導員	1以上	<table><tr><th>職名</th><th>配置要件</th></tr><tr><td>管理者</td><td>専従1以上※3※4</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td></td></tr><tr><td>看護職員※5</td><td></td></tr><tr><td>従事者※4</td><td>～15人 専従2以上 16人～ 上記従事者に加え必要数</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td></td></tr></table> ※3支障がない場合、以下の兼務は可能 ①当該事業所のその他の職務 ②当該事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 ※4管理者または従事者のうち1人以上は市の実施する通所型サービスA従事者講習会を受講した者とする ※5看護職員は配置不要だが、利用者の急変時に対応できるよう、緊急時の主治医等の連絡先をあらかじめ把握するとともに、緊急時の対応マニュアルを備えておくこと。	職名	配置要件	管理者	専従1以上※3※4	生活相談員		看護職員※5		従事者※4	～15人 専従2以上 16人～ 上記従事者に加え必要数	機能訓練指導員		通所型サービスB (住民主体による支援)	※直接実施・委託のため、指定基準は設けない
	職名	配置要件																										
管理者	常勤・専従1以上※1																											
生活相談員	専従1以上(勤務時間数／サービス提供時間数＝1以上)※2																											
看護職員	専従1以上(最低2時間／日以上)																											
介護職員	～15人 専従1以上※2 15人～ 利用者1人に0.2以上																											
機能訓練指導員	1以上																											
職名	配置要件																											
管理者	専従1以上※3※4																											
生活相談員																												
看護職員※5																												
従事者※4	～15人 専従2以上 16人～ 上記従事者に加え必要数																											
機能訓練指導員																												
設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 【介護予防通所介護の基準と同様】	①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②－ ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	同上																									
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 【介護予防通所介護の基準と同様】	①－ ②運営規定等の説明・同意 ③－ ④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 ※④～⑦は法令により必ず遵守すべき事項 左記①～③及び上記以外の運営基準は、委託契約の仕様書で提示	同上																									

4 新しい総合事業の指定



4－(1)みなし指定の概要

- 平成27年3月31日において、指定介護予防サービス(訪問・通所)の指定を受けている事業者は、平成27年4月1日付において、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなす(改正法附則第13条)旨の規定が設けられ、市町村及び事業者の負担軽減が図られている。
- みなしによる総合事業の指定は、平成27年4月1日に受けたものとみなされることから、全国一律に平成27年4月1日からとなっている。
- みなし指定の有効期間は、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間。
- 予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付(指定介護予防サービス事業者の指定)による指定の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」をしていない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じている。
- 有効期間経過後もサービス提供を継続するには指定の更新が必要。

【従前の指定】		【改正法附則により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定】＝みなし指定
介護予防 訪問 介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	⇒	訪問 型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防 通所 介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	⇒	通所 型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

4－(2)みなし指定の効力の範囲

●みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及んでいる。

●平成30年3月31日にみなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村（前橋市）以外の市町村（他市町村）の被保険者が利用している事業所については、前橋市の指定更新とともに、当該他市町村の指定更新が必要となる。

●予防給付の介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能。しかし、みなし指定の対象とはならないため、総合事業の提供主体である事業所となるには、前橋市への別途指定申請が必要。

4－(3) 指定の有効期限

●平成27年4月～平成30年3月までは、介護・介護予防・総合事業の3種類が並存することになるので、事業所の指定も3種類が存在。

⇒平成30年4月1日以降は、介護と総合事業のみになる。

サービス種別	有効期限
介護事業所	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)
旧介護予防訪問介護事業所 旧介護予防通所介護事業所	平成30年3月31日まで有効 ※平成30年4月1日以降は、自動的に廃止 ※平成30年3月31日までに有効期限を迎える場合は、更新申請が必要
【みなし指定】 介護予防訪問介護相当サービス事業所 介護予防通所介護相当サービス事業所	平成30年3月31日まで有効 ※平成30年4月1日以降に継続する場合は、事前に指定申請が必要
【みなし指定以外】 介護予防訪問介護相当サービス事業所 介護予防通所介護相当サービス事業所	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)
訪問型サービスA	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)
通所型サービスA	6年(指定を受けてから6年ごとに更新が必要)

4ー(4)訪問型サービス

- みなし指定(現行相当)の事業所は、平成30年4月1日以降に、総合事業のサービスを提供する場合には、指定の更新手続が必要。
- 訪問型サービスAを実施する事業所は、別途指定申請が必要。

	現行の予防相当		多様なサービス		
サービス種別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
指定手続の要否	●平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けている事業所 指定更新が必要 (現在はみなし指定) 有効期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	指定申請が必要 (新規申請)		直接実施のため、指定事務はなし	
	●平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所 指定有効期限まで更新不要				
注意事項	総合事業の訪問型・通所型サービス事業所が、指定訪問介護・指定通所介護事業所と併設する場合には、「平成30年4月1日以降に初めて到来する当該事業所(介護)の指定有効期限まで」を総合事業の指定有効期限とする。ただし、その間に総合事業の有効期限(6年)が到来する場合には更新が必要。				

23

4ー(5)通所型サービス

- みなし指定（現行相当）の事業所は、平成30年4月1日以降に、総合事業のサービスを提供する場合には、指定の更新手続きが必要。
- 通所型サービスAを実施する事業所は、別途指定申請が必要。

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス 種別	①現行相当サービス	②通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	③訪問型サービスB （住民主体による支援）	④通所型サービスC （短期集中予防サービス）
指定申請 の要否	●平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けている事業所 指定更新が必要 （現在はみなし指定） 有効期間：平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	指定申請が必要 （新規申請）		直接実施のため、指定事務はなし （一部委託予定）
	●平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所 指定有効期限まで更新不要			
注意事項	総合事業の訪問型・通所型サービス事業所が、指定訪問介護・指定通所介護事業所と併設する場合には、「平成30年4月1日以降に初めて到来する当該事業所（介護）の指定有効期限まで」を総合事業の指定有効期限とする。ただし、その間に総合事業の有効期限（6年）が到来する場合には更新が必要。	左記の特例は、適用しない （一体的な実施でないため）		

4- (6) 指定更新の申請手続通知(現行相当)

前 介
平成29年10月6日

●● 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

総合事業のみなし指定有効期間満了に伴う指定更新申請について (通知)

総合事業のみなし指定については、地域における「医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」附則第13条の規程に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」のみなし指定の指定有効期間が、平成30年3月31日をもって満了します。

指定の更新を受けなければ、有効期間満了とともに指定の効力は失われ、以降第1号事業給付費の請求は出来なくなります。

つきましては、総合事業の指定事業所として事業を継続する場合は、別添の指定更新申請書及び添付書類を平成29年11月30日(木)までに1部提出し、指定更新申請を行ってください。

(福祉部介護高齢課指導係)

記

1 送付書類

- (1) 指定更新申請書
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定事業者の指定更新申請における提出確認票
- (3) 介護保険事業者 指定更新の手引き
～前橋市介護予防・生活支援サービス事業(のみなし指定)～

2 申請書の添付書類の様式については、前橋市のホームページ「申請書ダウンロード」に掲載されていますのでご活用ください。

◆ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/008/p017474.html>

3 留意事項

(1) 指定有効期間の経過措置について

今回の総合事業の指定更新における指定有効期間は、指定事務の効率化及び事業所の負担軽減を図るための経過措置として、平成30年4月1日以降に初めて到来する指定訪問介護及び指定(地域密着型)通所介護事業所の指定有効期限までとします。

(2) サービスコードについて

指定更新後は、のみなし指定から通常の指定に変わります。

そのため、平成30年4月サービス提供分から、サービスコードが変わりますので、ご注意ください。

サービス名称	現サービスコード	平成30年4月提供分から
訪問型サービス	A1(のみなし指定)	A2
通所型サービス	A5(のみなし指定)	A6

(3) 前橋市以外の市町村の被保険者が利用している事業所

総合事業のみなし指定については、全国の市町村に効力が及ぶこととされていましたが、更新後は、当該市町村(前橋市)の区域内に限り指定の効力が及ぶこととなります。

前橋市以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該市町村へも指定更新手続きが必要となりますので、詳細は各市町村へお問い合わせください。なお、1単位あたりの単価については、保険者ごとの地域区分になりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

担当：舟橋(訪問型サービス)

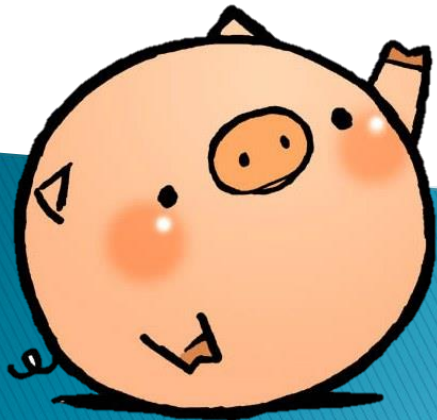
多賀谷(通所型サービス)

電話：027-898-6132(直通)

FAX：027-223-4400

Eメール：kaigo_kourei@city.maebashi.gunma.jp

5 介護報酬の請求



5ー(1)請求上のサービスコード①(訪問型サービス)

NO.	サービス 種類コード	サービス種類名	平成30年4月～ A1は使用しない	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス (みなし)		総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス (独自)		市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連 へ送付
3	A3	訪問型サービス (独自／定率)		市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス (独自／定額)		市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

NO.	サービス 種類コード	ベースとなる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービス コード名称	利用者 負担	利用者負担 割合・利用者 負担額	支給限度 額管理対 象／対象 外
1	A1	介護予防 訪問介護	国が 規定	国が規定	国が規定（事業所 所在地に応じた地 域単価）	国が規定	国が規定	定率	予防給付 と同様※3	国が規定
2	A2			国が規定する単位 数を上限として、 市町村が規定※2	国が規定する地域 単価から選択して 市町村が規定					
3	A3	なし	市町村が 規定	市町村が規定※6		国が規定する サービスコー ドから選択し て規定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定※4	市町村が 規定
4	A4							定額		

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

5-(1) 請求上のサービスコード②(通所型サービス)

NO.	サービス 種類コード	サービス種類名	平成30年4月～ A5は使用しない	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス (みなし)		総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス (独自)		市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連 へ送付
3	A7	通所型サービス (独自／定率)		市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス (独自／定額)		市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

平成30年4月～
A7は使用可能
(通所型サービスA)

NO.	サービス 種類コード	ベースとなる 予防給付	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	帳票等に 出力する サービス コード名称	利用者 負担	利用者負担 割合・利用者 負担額	支給限度 額管理対 象／対象 外
1	A5	介護予防 通所介護	国が 規定	国が規定	国が規定（事業所 所在地に応じた地 域単価）	国が規定	国が規定	定率	予防給付 と同様※3	国が規定
2	A6			国が規定する単位 数を上限として、 市町村が規定※2	国が規定する地域 単価から選択して 市町村が規定					
3	A7	なし	市町村が 規定	市町村が規定※6		国が規定する サービスコー ドから選択し て規定	市町村が 規定	定率	市町村が 規定※4	市町村が 規定
4	A8							定額		

※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特有加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

5-(2) 前橋市で使用するサービスコード

単位数は、報酬改定の結果により変動の可能性あり

サービスの名称	適用事業所	主な単位数	コード	内容
介護予防訪問介護 相当サービス	みなし指定事業所	1,168単位／月 38単位／日	A1	事業対象者・要支援1・2の者が、週1回程度の訪問型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A2	
	みなし指定事業所	2,335単位／月 77単位／日	A1	事業対象者・要支援1・2の者が、週2回程度の訪問型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A2	
	みなし指定事業所	3,704単位／月 122単位／日	A1	要支援2の者が、週2回を越える程度の訪問型サービスを利用した場合 ※事業対象者は利用できない
	みなし指定事業所以外		A2	
訪問型サービスA-1	新規指定事業所	233単位／回 1,165単位／月 2,214単位／月 3,262単位／月	A2	事業対象者・要支援1・2の者が、訪問型サービス(A-1)を利用した場合 ※所定の回数を超える利用の場合は、月額包括報酬
訪問型サービスA-2	新規指定事業所	200単位／回 1,000単位／月 1,900単位／月 2,800単位／月	A2	事業対象者・要支援1・2の者が、訪問型サービス(A-2)を利用した場合 ※所定の回数を超える利用の場合は、月額包括報酬
介護予防通所介護 相当サービス	みなし指定事業所	1,647単位／月 54単位／日	A5	要支援1の者が通所型サービスを利用した場合、又は事業対象者が週1回程度の通所型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A6	
	みなし指定事業所	3,377単位／月 111単位／日	A5	要支援2の者が通所型サービスを利用した場合、又は、事業対象者が週2回程度の通所型サービスを利用した場合
	みなし指定事業所以外		A6	
通所型サービスA	新規指定事業所	1,400単位／月 46単位／日	A7	事業対象者・要支援1・2の者が、通所型サービスAを利用した場合(週1回のみ)